

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中)

——信州木曾山地方と王瀧村を中心として——

大崎 晃

一 問題の所在

二 農業

- (一) 享保検地
- (二) 年貢考
- (三) 下用米慣行
- (四) 切畑開発の緩和
- (五) 真綿・麻・綿布

三 林業

- (一) 尽山化と木年貢の廃止(以上前号)
- (二) 御用仕出と杣・日用・筏番(以下本号)
 - ① 御林の成立と御用仕出
 - ② 代官山村家と山伐・運材労働
- (三) 手前金運上仕出と材木商人
 - ① 手前金運上仕出の成立
 - ② 商人仕出の経営複合化

(四) 御手山仕出(以下次号)

(五) 御免木と切替金

(六) 漆木植樹

四 幕末の状況

- (一) 御用仕出未済金
- (二) 杣の他村出稼
- (三) 往還勤方と御救手当
- (四) 在郷村と庄屋松原家

五 結語

三 林業

(二) 御用仕出と柚・日用・筏番

① 御林の成立と御用仕出

前章でふれたように農耕地が少ない木曾地方では、本租である年貢米の他に木年貢が課され、樽木は長さ五尺式寸三方三寸腹式寸五分、土居(井)木は長さ三尺三寸三方九寸腹四寸とされた。納高の算定は「御用向ニ付諸大名其外諸家方往還御通行之節人馬勤方之義者、木曾谷御支配福嶋山村甚兵衛殿地方御役所分前領役高二応し人馬御割付被申付候(中略)、村中ニ而可納役高出役人壹役ニ付土井木拾六駄七分宛毎年納ル筈」で、「壹駄者四束附之壹束者三拾丁也」³⁶だった。木年貢納高と後述する下用扶持米との換算には、土居木では「駄」が、樽木では「丁」が用いられた。例えば王瀧村の場合七拾四人と四分一役なので、まず千式百三拾九駄が目標になる。そして「扶持米者(土居)壹駄ニ付九升、(樽)壹丁ニ付御年貢木者三合宛御買木者壹丁ニ付四合宛、御年貢御蔵入ものニ而被下候是を下用米と云也、(中略)御年貢木も他村分不足之節者外村ニ而引請候事も有之候也」³⁷と自前だけでは不足の時は買樽も制度化していた。

この時代木曾地方では一旦納入された年貢米が、納入された年貢木高の一定比率に従って還付される制度があった。濃尾平野の穀倉地を擁する尾張藩にとっては、木曾では木材こそが本途であり、木年貢納入の奨励策としてこの下用米制度は生れた。しかし現実の下用米還付は、現地から納入された年貢米の還付なので、木曾の年貢自体の少なさは同時に還付量の限

界を意味することでもあった(表10)。

加えて木材生産における林業事業効率の低さの問題がある。森林資源の状況から伐木・運材の実際について検討に入る前に、当時の状況を頭に入れておく必要がある。「木曾之義往古者御菓山之外惣明山ニ而、御年貢樽木式拾六万八千五百拾八挺、土居木四千三百五拾式駄上納仕、何方ニ而も勝手次第ニ伐出候様ニ、本多佐渡守大久保十兵衛が被申聞百姓渡世営来候処(中略)、宝永年中惣明山松榎榎榎四種之生木御停止ニ被仰付、享保九辰年鼠子生木御停止被仰付ニ相成候」³⁸。だがこれまでの藩政による年貢木奨励制度下で、農民が明山を自在に利用した結果が尽山化と停止木制をもたらしたと断定するには、年貢木の生産高は低すぎるのである。では実際は誰がどこの山を伐ったのか。近世の木曾山は、留山制が設けられた寛文期以後でも、全域の九割五分が明山だった。しかし農民による木材生産は、当時の技術からすれば奥山の伐木・運材は、組織・資金・経営においてかなりの規模がなければ対応できず、一方農民達による人里近くの百姓共有林伐木の段階はすでに終り、残る明山がある奥山は農民にとって自由³⁹に稼行できる山とはいえず、それは「官有たる明山同然のもの」であった。かくて山に対する認識は藩・商人・農民それぞれ階層によって異なり、その関係を明らかにすることが、木曾林業史の接近にとって不可欠になる。本章では近世初期に本切仕出が開始され、材木仕出の基本的な機構ができた御用仕出を第二節で、その後材木商の係わりが強くなる手前金商人仕出を第三節で、そこにいたる過程と実際について考察する。

まず徳川家康が関ヶ原出陣の時、木曾谷地侍に改めて忠節を求めて次の回状を發した。

信州木曾中諸侍如先規被召置之条善存其旨罷出可致忠節候、猶山村甚

[表10] 木曾山村々年貢納高

村名	慶長七年御成箇郷帳高 ^{a)}				享保九年御年貢米納高 ^{c)}	享保以前の 下用米 推定高 ^{c)}
	納米	役樽	買樽 ^{b)}	土居		
	石	挺	挺	駄	石	石
湯舟沢	30.000				59.328	
馬籠	40.000				52.965	
山口	91.728				185.409	
田立	81.048	4,000	4,000		124.751	27.000
妻籠	22.890	4,000			57.959	12.000
蘭野			4,000		48.760	15.000
三留野	58.021				74.890	
柿其					22.448	
野尻	85.124	5,000		480	106.306	58.200
与川					38.134	
殿	107.324			960	119.694	86.400
須原	47.813				50.475	
長野	82.270			840	141.226	75.600
荻原	31.649	10,500	10,500		70.359	70.875
上松	124.160			960	157.508	86.400
三尾	39.499	10,500	10,500		53.446	70.875
黒沢	44.108	32,500	7,500		75.516	125.625
岩郷	28.683	19,000	11,000		65.827	98.250
福島	89.806				116.661	
王瀧	48.415			1,112	74.270	100.080
末川	46.207				47.430	
西野		} 35,000	} 25,000		45.340	} 198.750
黒川	30.257	3,500	3,500		60.526	23.625
上田	33.324	3,000	3,000		80.966	20.250
原野	50.305	3,500	3,500		83.989	23.625
宮越	49.106	3,500	3,500		98.823	23.625
菅	21.875	3,000	3,000		43.969	20.250
藪原	45.766	6,000	6,000		85.886	40.500
荻曾	34.227	4,000	3,000		63.053	23.250
奈川	6.900	5,000	12,000		71.230	60.000
奈良井	150.000				55.701	
贄川	150.000				50.366	
計 ^{d)}	1,682.505	152,000	116,158	4,352	2,483.191	1,260.280

出所史料 a) 「慶長七年壬寅 木曾御成箇郷帳」(徳川林政史研究所蔵)
 b) 「木曾根元集 大目付役所」(同)
 c) 「享保九年甲辰自正月至十二月 留帳抜粹」(同)
 d) 合計は史料の公課額を記した。

兵衛馬場半左衛門千村平衛門千村助左右衛門可申置也
 慶長五年八月朔日 御朱印
 木曾諸奉公人中⁽⁴⁰⁾
 本多佐渡守 大久保十兵衛^(長安) 奉之
 ついで関ヶ原の陣後家康は、従来木曾代官を併任していた犬山城主石川備前守光吉時代の木曾山木材伐出権と代官の権限を、新たに山村道祐に命

じた。
 木曾谷中代官之儀被仰付候、再木材等之儀木曾川飛驒川共石川備前如仕候時可申付候也
 慶長五年十一月十一日 御朱印
 山村道祐⁽⁴¹⁾ 大久保十兵衛 奉之

天正十八年〆慶長五年迄之間木曾谷中代官役石川備前守也、右下代官ト称シ左之方々相勤ム

原 孫右衛門 奈良井 藪原 萩曾 奈川
同 藤左衛門 贄川

原 図書 宮越 原野 管 上田 黒川 末川 黒沢
古田十兵衛 上松 長野 須原 殿

神辺休安 三留野〆下の村々分
山村道祐 三尾 王瀧 福嶋 岩郷

右村々被下代官支配を村をさと云、肝煎殿有之支配ス此肝煎殿を庄屋トモ云⁽⁴²⁾

かくして確立した幕府・尾張藩―御林(公儀林)に対する、尾張藩・代官所―庄屋の組織による経営の一端を、次の史料からみよう。

木曾土井樽御勘定目録⁽⁴³⁾

一樽式拾六万八千五百五拾八丁 (慶長十七年) 子年分

一土井四千三百五拾式駄 同年分

内 式千七拾式駄 (薄) うす土井
式千式百八拾駄 (厚) あつ土井

一樽式拾六万八千五百五拾八丁 (慶長十八年) 丑年分

一土井四千三百五拾式駄 同年分

内 式千七拾式駄 うす土井
式千式百八拾駄 あつ土井

樽合五拾三万六千三百拾六丁

土井合八千七百四駄

内 四千四百四拾四駄 うす土井
四千五百六拾駄 あつ土井

右渡分

樽壹万七千三百三拾丁 御黒印

此銀六貫六拾五匁五分

土井千七百七拾九駄 御黒印

内 四百九拾壹駄 うす土井
六百八拾八駄 あつ土井

此銀六貫四百三拾四匁五分 但うす者壹駄ニ付七匁五分 あつ者壹駄ニ付四匁八分

樽三万丁 松田九郎兵衛渡

是者禁中御作事御用之由

土井八百三拾三駄壹束 うす土井 同人

但小數七万五千枚之分

樽壹万九千六百四拾丁 (光勝) 水谷九左衛門渡

樽拾万丁 小野宗左衛門渡

樽拾三万丁 角倉与一渡

土井七百四拾七駄三束 うす土井 同人

樽六万八千九百九拾六丁 うす土井 同人

土井千五百九拾式駄 うす土井 同人

樽拾六万七千七百九拾五丁 千村平右衛門
山村七郎右衛門

此銀五拾六貫六百式拾八匁四分 但壹丁二三分五厘宛

是者御買材(木)之代ニ相渡別紙エ御勘定仕上候也

樽渡合五拾式万七千七百六拾壹丁

土井渡合四千三百五拾式駄

内 式千七拾式駄 うす土井
式千式百八拾駄 あつ土井

残樽八千五百五拾五丁 (美濃箱織) にしこりニ有

残土井四千三百五拾式駄 (木曾) 馬籠村ニ有

内 式千七拾式駄 うす土井
式千式百八拾駄 あつ土井

右之分御勘定仕上候、若相違之儀御座候者何時も仕直し上可申候以上

元和貳年^{丙辰}九月廿一日

山村七郎右衛門花押

(駿府勘定所の貼紙あり)
御勘定所

子・丑兩年^(慶長十七・八)拜領樽五三万丁と土井(居)代の使途は、禁中御作事等の公儀

への寄進、角倉与一(京角倉了以息素庵)と千村・山村両代官を通じての販売

等による藩財政への寄与であった。例えば「相国様中納言殿へ木曾を被遣

候趣意者、尾張^(浮)さうき所務無之候、木曾の年々樽式拾万丁宛出致役樽を千

村平右衛門山村七郎右衛門之役^(錦織)に里まで出し候を、角倉与一^(義直)ニ

らせ雑用ニ仕候へと藤田^(材木奉行)民部原田右衛門ニ被仰付候⁽⁴⁴⁾とか、また「三ヶ村

之義者何之時来も無御座所⁽⁴⁵⁾ニ而、御拝領已前々御免板壺万枚被下置、百姓

中本仕切り角倉へ売払御影ニ而御年貢諸役相勤候⁽⁴⁵⁾」等の記録が残されてい

る。この他にも尾張藩は関係者への扶持として、木材を下付する場合もあつた。尾州茶屋四郎次郎家は本業の呉服師の他に納戸方・外交役等を以て尾

張藩に仕え、扶持米五五六石、金子四二八両を頂戴し、更に拝領板子と手前本切諸木を年々請取っていた。

寅年茶屋拝領板子并手前本切御免諸木代請取申覚⁽⁴⁶⁾

(真享三)
寅ノ十二月十日

阿佐野市左衛門
本郷庄助^(印)

是者拝領板子代之内請取申候

同廿七日

一金七百両

右同断^(印)

是者手前本切諸木代之内請取申候

同

一金三百拾八両

右同断^(印)

右同断

卯ノ極月仕切迄^(真享四)

一金百七拾両貳分銀拾七匁分 右同断^(印)

右同断

都合小判千六百八拾八両貳分銀拾七匁分

真享三寅極月

神戸分右衛門

そして拝領の材木は手前本切諸木の伐出作業でも、換金する際でも代官と材木商人の手を借りた。本章において以後の展開では代官と材木商人が重要な役割を果すが、まず代官山村家からみていこう。

② 代官山村家と山伐・運材労働

近世初期の本伐仕出が藩の事業だった時代は、本伐元締を代官が務め山伐仕出・運材(川狩)金等の経費は公儀が負担した(表11)。

請取申金子之事⁽⁴⁷⁾

金五百両者小判也^(押切)

右是者木曾山ニ而御材木御本切・川狩入用ともに諸取申所実正也、御材木奉行所へ相渡此手形を以重而御勘定可申上候、為後日如斯候已上

寛永拾五寅年二月十七日

(代官)山村勘兵衛^(印)

島田才兵衛殿
成田藤右衛門殿

右寅年之御本切山村甚兵衛ニ直々江戸へ被仰付而、如此金子相渡候間

無相違御渡可在之候已上

[表 11] 木曾代官所(山村甚兵衛)木曾山本切仕出入用立替金請取額

年月日	請取銀	目的	証書差出先
寛永 15. 2.17	500.	本切・川狩入用	鳥田戈兵衛, 成田藤右衛門
15. 7.11	1,000.	同上	同上, 柘植庄左衛門 他
15.11.26	1,500.	本切入用	同上
16. 2. 2	600.	御材木代金	同上
18. 2.21	800.	本切入用	朝倉市郎兵衛, 柘植庄左衛門
18. 3.11	1,000.	御材木出金	同上
同上	1,607.2	本切入用	同上
同上	700.	同上	同上
19. 3.11	1,000.	同上	鳥井作五右衛門, 伊奈七右衛門
19.12.11	1,000.	谷中困窮借入	同上
19.12.13	1,000.	本切入用	同上
同上	500.	同上	同上
20. 3. 2	1,300.	同上	同上
20.12.11	1,000.	御材木代金	朝倉市郎兵衛, 柘植庄左衛門
21. 1.18	500.	本切入用	同上
21. 7.11	500.	同上	鳥井作五右衛門, 伊奈七左衛門
21.10.21	2,000.	同上	同上 他
21.12.15	600.	同上	同上
正保 2. 2.21	1,000.	同上	同上
3. 2.11	1,391.	同上	同上
同上	1,000.	同上	同上
3. 7. 2	500.	同上	同上
同上	800.	同上	同上
3. 9. 2	500.	本切・川狩入用	同上
4. 1.11	1,000.	同上	同上
同上	500.	本切入用	同上
4. 8.11	1,200.	本切・川狩入用	同上
4.11.11	1,300.	本切入用	同上

出所史料「寛永十五年～正保四年 材木元伐仕出記録 山村甚兵衛」
(徳川林政史研究所所蔵)

此御勘定寅ノ十一月廿六日ニ相済

成 隼人殿 寺 左馬介殿 間 権太夫殿御裏書在之候

石久 七郎右衛門
石見 〇〇

候以上

正保三年戊二月十一日

伊奈七右衛門殿
鳥居作五右衛門殿

山村甚兵衛

本状追記によると、仕出は幕府御用材らしく経費としての金子が幕府から出ている。さらに別件の記録では金子の使途内訳は次のとおりだった。

戊七月公儀御勘定済請取申金子之事⁽⁴⁸⁾

金千三百九拾壹両者小判也

右是者当戊年木曾山御材木御本切入用ニ請取申候、重而為御勘定如此

候也、右之通公儀へ申上候

次に山伐仕出の現場における作業員の編成についてみよう。まず柚につ

此金今井吉兵衛使ニ而請取参候、但拾万丁仕出入用、おかむら本切川狩入用、壹万丁板子四百両者地山材木本伐金、百両者酉年杭物へ出置候御借御材木川狩金、貳百両者帆柱并ニ志ら木入用之分彼是ニ請取参

(丘・陵村)

いのだが当時の史料が得られなかったので、後年における杣頭と小杣頭の契約書を次に掲げる。

請書之事⁽⁴⁹⁾

一金三両也

(杣頭)礼
(杣頭)慶 蔵

右者当年御材木御伐出ニ付、右之者江杣頭被仰付、為御前金前書之金子御貸渡被下置槌拝借仕候、付而者老組人数式拾人已上相雇置、何時ニ而も御指図次第此方引連入山相勤可申候、此已後茂御山元おゐて前金拝借仕候共、抑モ不埒筋無之様急度相勤可申候(後略)

安政五年四月

本人 礼 助

本人 慶 蔵

親類受人甚 助

(以下略)

五人組 助 蔵

(以下略)

組頭 数右衛門

(以下略)

庄屋 (彦右衛門)

(木曾御材木役所)

差上申御請書之事⁽⁵⁰⁾

一金八両也

小杣頭 孫次郎
小杣頭 弥次郎

右者当巳年御材木御伐出ニ付右之者江小杣頭被仰付、為御前金右之通御渡被下置槌ニ奉請取候、付而者老組人数式拾人已上為相雇置、御差

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中)

図次第入山為仕可申候、且此已後御前金等相願候ハ、何度ニ而も御山元おゐて右頭共江御渡可被成下候(後略)

安政四巳年五月

加子母村組頭

数右衛門 印

同村已付庄屋

勝次郎 印

木曾御材木御役所

この二点の史料は別個の請書ではあるがともに加子母村のものであり、杣制度の組織を知る手懸りを得ることはできよう。杣の賃金は時代によつても、また仕出方法によつても異なるが、文化年間の松原家による裏木曾加子母山仕出時の賃金を、少々長くなるが貴重なので次に示す。

加子母山渡合ノ台所者并杣木挽賃銀帳⁽⁵¹⁾

一 三拾三人半^{定上}

代人格 庄 七

一 此賃銀六拾七匁^{定上}

但一日付銀式匁

一 三拾人^{定上}

小杣頭 平 蔵

一 此賃銀六拾匁^{定上}

但一日銀式匁

一 式拾六人^{定上}

小杣頭 政 七

一 此賃銀五拾式匁^{定上}

但一日銀式匁

一 式拾五人^{定上}

杣 助 作

一 此賃銀五拾匁^{定上}

但一日銀式匁

一 拾九人^{定上}

杣 平次郎

一 此賃銀三拾八匁^{定上}

但一日銀式匁

一 拾七人^{定上}

杣 半右衛門

一 此賃銀三拾四匁^{定上}

但一日銀式匁

一 拾六人^{定上} 此貨銀三拾貳匁 但一日銀貳匁 杣 吉左衛門

一 貳拾四人^{定上} 此貨銀四拾三匁貳分 但一日銀壹匁八分 杣 藤兵衛

一 貳拾貳人^{定上} 此貨銀三拾五匁貳分 但一日銀壹匁六分 杣 源八

一 貳拾三人半^{定上} 此貨銀三拾七匁六分 但一日銀壹匁六分 杣 九平

一 貳拾四人^{定上} 此貨銀三拾八匁四分 但一日銀壹匁六分 杣 源藏

一 拾七人^{定上} 此貨銀三拾匁六分 但一日銀壹匁八分 杣 五右衛門

一 拾七人^{定上} 此貨銀三拾匁六分 但一日銀壹匁八分 杣 彦吉

一 拾九人^{定上} 此貨銀三拾四匁六分 但一日銀壹匁八分 杣 金助

一 拾八人^{定上} 此貨銀三拾八匁八分 但一日銀壹匁六分 杣 嘉助

一 拾七人^{定上} 此貨銀貳拾七匁貳分 但一日銀壹匁六分 杣 德藏

一 貳拾八人半^{定上} 此貨銀貳拾七匁貳分 但一日銀壹匁六分 木挽頭 彦藏

此貨銀五拾七匁 但一日銀貳匁

一 貳拾壹人半^{定上} 此貨銀四拾三匁 但一日銀貳匁 木挽 利平次

一 貳拾三人^{定上} 此貨銀四拾六匁 但一日銀貳匁 木挽 弥藏

一 貳拾人^{定上} 此貨銀四拾九匁 但一日銀貳匁 木挽 權吉

一 拾五人^{定上} 此貨銀貳拾七匁 但一日銀壹匁八分 木挽 半兵衛

一 拾三人^{定上} 此貨銀貳拾三匁七分 但一日銀壹匁八分 木挽 梅藏

一 八人^{定上} 此貨銀拾貳匁八分 但一日銀壹匁六分 木挽 茂兵衛

一 四人^{定上} 此貨銀七匁貳分 但一日銀壹匁八分 木挽 孫三郎

一 三拾貳人半^{定上} 此貨銀三拾貳匁五分 但一日銀壹匁 持子 次助

一 三拾人^{定上} 此貨銀三拾匁 但一日銀壹匁 持子 宗助

一 三拾六人^{定上} 此貨銀三拾六匁 但一日銀壹匁 かしき^(炊) 長四郎

一 貳拾六人^{定上} 此貨銀貳拾六匁 但一日銀壹匁 かしき 吉藏

一 三拾四人^{定上} 此貨銀貳拾貳匁 但一日銀六分五厘 薪伐 嘉右衛門

此貨銀貳拾貳匁 但一日銀六分五厘

一三拾六人^{定工}

小使 惣助

庄平^印

此賃銀貳拾貳匁六分

但一日銀六分三厘

同村 庄屋

銀メ千九拾壹匁九分

木曾御材木御役所

勝次郎^印

此金拾八兩下銀拾壹匁九分

ここにある人数は就労した人別実働延日数で、一日分賃銀と延日数の積が一就労期間の人別賃銀合計額になる。柚は伐木、木挽は造材、持子は作業小屋世話人、定工は定備者の謂である。この他に全体に対して酒手代銀百四拾七匁が出ていた。この時代の柚・木挽の総人件費は日当制で、概ね固定していたと推定される。

さらに運材について、山落しから木曾川筋大川狩の起点となる錦織綱場までの運材作業(谷出し)を行う日用の問題に移ろう。以下は後年の例であるが日用頭依頼書と請書である。

乍恐差上申御請書之事⁽⁵²⁾

一金五兩也

日用頭 太七
同 吉弥

右者当年御材木御伐出ニ付右両人江日用頭被仰付奉畏候、付而者日用雇

御前金として御貸渡被下置慥請取相渡申候、尤壹組人数三拾人為相雇

置入山被仰付候ハ、人数相揃入山登山為仕可申候、右ニ付而抑々百姓

農間之持^(稼)ニ罷出候者第一ニ相雇候奉而者人数相揃不申ニ付、何分近模寄

之御山江御召仕被成下置候答奉願上候、且又五月節入六日分七月土用

入迄一同肥草取入夫分田植麦蒔之節ニ付、下山相願候者江者早速下山

被仰付可被成下置候答奉願上置候間、右日限之内下山候者御狩上とし

て御役人様必村方江御差向被成下置間敷候様、是又奉願上置候(後略)

巴^(安政四) 二月

加子母村組頭

依頼時に仕度金が前金で貸与される慣行は、柚組同様に御用仕出開始以来の伝統と思われ、三〇人程の日用組単位で行動する。元禄六年の裏木曾加子母村・付知村に存在した日用組の算用書をみていこう。

付知村日用(組)頭新六^(尊)さん用⁽⁵³⁾

一 四百貳拾五人 九分 賃三百八拾貳匁五分

一 三百九拾貳人半 八分 賃三百拾四匁

一 三百九人半 七分 賃貳百拾六匁六分五厘

一 百九拾四人 六分 賃百拾六匁四分

人数メ千三百貳拾壹人

賃銀 壹貫貳拾九匁五分五厘

夜番 百貳拾八人 賃九拾六匁

扶持米合 拾六石八升六合五匁

(中略)

取銀合 壹貫百五拾四匁六分八厘

渡銀メ 七百六拾五匁五分五厘

引残銀 三百八拾九匁叁分三厘

西七月 十日

小川藤七殿

平井分六殿

日用(組)頭 新六

日用の賃銀は柚より安くて一日当たり銀壹匁から六分迄で、日用組によつて五段階に分れていた。さらに扶持米と呼ばれる一日当たり米一升が

支給されたが、実際は一升相当分の銀五分が支拂われた。(表12)から算出した平均賃銀は、五、六二人に四、五八八匁が支拂われたので一人一日当たり八分式厘、これに扶持米五分を加えると壹匁三分式厘になる。もし夜番までやれば七分を加えて銀式匁式厘になる。そして日用賃は決算上経費として扱われる。

受取申日用賃銀⁽⁵⁴⁾

一金子式分ト錢壹貫百五拾四文

右是者榼もの瀬取日用賃出日用賃銀⁽⁵⁴⁾ニ受取申処実正也、右之通り

算用渡し相払可申候、為後日受取手形如件ニ御座候

^(元禄) 酉卯月十三日

福岡 平左衛門^(印)

^(裏木曾) 三ヶ村元締 小川藤七様

他に山伐作業の袖・木挽の生活を支える作業小屋へ、米・味噌・塩等生活物資を調達する持子⁽⁵¹⁾がいた。調達資金は山伐請負元締から内渡金⁽⁵¹⁾が充てられたが、持子の報酬は仕切書(表13)中の褒美銀と、前述「加子母山台所者賃銀帳」中の持子日当賃銀壹匁を想定してよいだろう。

持子⁽⁵⁵⁾ 与七郎
長久郎 算用

その他共 請取銀計	渡済銀	残支払銀
匁	匁	匁
993.42	674.25	319.17
1,203.62	708.25	495.37
1,154.68	765.55	389.13
1,587.08	880.70	705.98
199.13	17.25	181.88
104.38		104.38
1,044.90	790.15	254.75

一百五拾壹丁 (丁当り) 式分三厘 賃三拾四匁七分三厘
 一式百九拾九丁 (丁当り) 式分六厘 賃七拾七匁七分四厘
 木ノ四百五拾丁 賃ノ百拾式匁四分七厘
 銀拾式匁 ほうび^(裏)
 合百式拾四匁四分七厘

内渡し方

米 三斗八升 銀ノ式拾式匁七分七厘

味噌 式升五合 代銀三匁

塩 五合 代銀式分

ノ 式拾五匁四分七厘

引残而九拾九匁

金ノ壹両三分六百三拾七文

右之通残差引残金銀請取相済申所如件

^(元禄) 酉八月廿七日

長九郎

与七郎

また山伐現場の作業小屋へ資材を搬入する持子にとっては、その復路を

差引残 支払銀
匁
243.68
186.43
284.62
252.04
129.05
123.10
99.00
68.34

[表12] 裏木曾山伐出日用稼働賃銀勘定(元禄6年)

日用頭名	村名	稼働延人数と賃銀(上段人数：人/日, 下段賃銀計：匁)						夜番	扶持米
		匁	六分	七分	八分	九分	匁匁		
源右衛門	加子母	1,152.3人 900.50	227.0人 136.20	259.5人 181.65	175.5人 141.20	490.5人 441.45	48.0人 36.00	134.525	
与市郎	加子母	1,356.0人 1,072.75	178.5人 107.10	317.0人 221.50	303.0人 242.40	557.5人 501.75	102.0人 76.50	160.425	
新六付	知	1,321.0人 1,029.55	194.0人 116.40	309.5人 216.65	392.5人 314.00	425.0人 382.50	128.0人 96.00	160.865	
左市付	知	571.0人 452.70	56.5人 33.90	115.5人 80.85	211.5人 169.20	187.5人 168.75	76.0人 58.42	63.400	
新吉付	知	168.5人 136.25	13.5人 8.10	37.5人 26.25	38.5人 30.80	79.0人 71.10	54.0人 27.77	16.880	
平三郎	付知	65.0人 60.30		9.0人 6.30	4.0人 3.20	12.0人 10.80	40.0人 40.00	6.500	
佐太郎	付知	1,168.0人 936.0	158.5人 95.10	183.0人 128.10	310.5人 248.40	516.0人 464.40	156.0人 117.30	148.98	

出所史料「元禄六年 三カ村小谷小川持子日用勘定帳 小川藤七」(徳川林政史研究所蔵)

「元禄六年 白谷谷津原迄抱日用算用帳 小川藤七」(同)

[表13] 裏木曾山持子宿算用勘定(元禄6年)

持子名	村名	伐出木数および賃銀			内渡銀(上段：斗, 下段銀換算：匁)				
		{ 上段本数 下段賃銀：匁 }	伐出賃銀	褒美銀	米	味噌	塩	現銀	
弥次兵衛	加子母	7,906本 1,446.62	1,432.82	13.80	1,202.94	164.00斗 1,007.69	2.40斗 28.80	2.30斗 9.20	157.28
平七	加子母	6,548本 1,174.16	1,164.16	10.00	987.10	121.65斗 750.70	1.80斗 21.60	0.95斗 3.80	24.57
善六	加子母	3,522本 659.75	659.75	10.00	385.07	587.05斗 361.22	0.30斗 3.60	0.75斗 3.00	17.25
源右衛門	加子母	923本 461.50	461.50		209.46	19.45斗 119.81	0.20斗 2.40	0.20斗 1.00	86.25
善七	付知	2,240本 426.55			297.50	40.10斗 234.85	0.70斗 8.40	0.50斗 2.50	
吉郎兵衛	付知	1,219本 340.94	316.94	24.00					120.00
九郎右衛門	付知	1,130本 192.10							69.00
与七郎	付知	450本 124.47	112.47	12.00	25.47	3.80斗 22.27	0.25斗 3.00	0.05斗 0.20	
次郎四郎	付知	802本 136.34							68.00

出所史料「元禄六年 三カ村小谷小川持子日用勘定帳」(徳川林政史研究所蔵)

木材搬出の応援にまわって、何某かの収益を得ることもできた。最後に木曾川本流の筏下し大川狩の問題に移るが、当時の筏下し業者との契約書は目下未見なので、山落しから上流谷出しの小谷狩の史料をここでは提示しておく。

請合申下川狩之事⁽⁵⁶⁾

一本数五千丁余 狩賃金壹両三分也

右者坂下小川渡分錦織御認前迄之内、川並請分念入木尻三壹丁も残し不申須三狩懸ヶ可申候、右之狩賃金子之儀無滞下立三而御渡し可被下し、為後日手形以而如件

元禄五申年十一月十六日

日用頭 茂右衛門^(印)

同 与惣右衛門^(印)

川上御本メ 平井文六郎殿

三ヶ村御メ代 小縣義右衛門殿

では大川狩に移ろう。「表14」は材木仕出元締を努めた犬山の材木商犬山屋(初期は鵜飼屋とも称した)神戸家が関係し、元禄前期に木曾川筋山地から伐出され犬山から木曾川を運ばれた、材木筏数・筏番人数・筏番扶持米数・筏番賃金を示したものである。表中の上川は木曾川の上流部、下川は下流部で、搔筏は増水等で分散した筏材を纏めること、筏番は筏乗日用の意である。筏番入用(手当)は壹人当日当扶持米五合、銭拾文であった。次に元禄三年の裏木曾川上村地山の木伐仕出に際し、名古屋の材木商神戸分右衛門による、材木売代金支払記録をみよう。

(川上山)午年渡金⁽⁵⁷⁾

(元禄)午正月十日
一小判貳拾兩

かし (川上村庄屋)原権兵衛殿

右者山本切入用金 手形あり

〔表14〕 元禄前期犬山屋神戸家関係材木下り筏数・筏番人数・同入用高

年 度	東(木曾)川 下り筏	流材下川 搔筏	筏番人数	筏番入用	
				扶持米	賃 銭
	乗	乗	人	石 合	貫 文
貞享 4	14,398	2,554	1,964	9.820	20.450
元禄 1	14,204	314	1,940	9.700	20.208
2	21,881	803	2,478	12.390	25.812
3	20,793	118	2,088	10.440	21.748
4	19,810	869	2,044	10.220	21.288
5	13,882	8	1,582	7.910	16.474
6	16,469	952	1,847	9.235	19.238
7	15,997	425	1,824	9.120	19.000
8	20,305	358	2,185	10.925	22.758
9	18,780	33	1,967	9.835	20.486
10	22,258	1,060	2,239	11.195	23.322
合 計	198,777	7,494	22,158	110.79	230.810

(注) 1) 両筏年平均 $18,752^{\text{乗}} = 206,271^{\text{乗}} \div 11^{\text{年}}$
 2) 筏番入用1人当たり扶持米 $5^{\text{合}} = 110石.790^{\text{合}} \div 22,158^{\text{人}}$
 3) 同 上 賃銭 $10^{\text{文}}4^{\text{分}}1^{\text{厘}}6^{\text{毛}} = 230^{\text{貫}}.810^{\text{文}} \div 22,158^{\text{人}}$
 4) 並筏1乗の材積は25～30石(木数50～55本)

出所史料 「貞享三寅 至享保七寅 梓下記録 犬山神戸記録」
(徳川林政史研究所所蔵)

午二月十二日 一小判三拾五兩 上納 右同人
 午四月九日 一小判貳百五拾兩 手形あり かし 右同人
 午五月廿三日 是者山本人用金 手形あり 上納 右同人
 午七月八日 一小判百兩 日本伐御運上代 手形あり かし 右同人

是者山本入用金之内 手形あり

午七月
一金貳両銀七匁八分五厘 かし 右同人

是者溝田留吉殿七寸角七本取木代

午八月廿七日
一小判五拾両 かし 右同人

山本入用金の内 手形あり

午八月廿五日
一金貳拾三両壹分銀九匁七分 上納 右同人

己本切梓乗賃金 書付あり

午八月廿五日
一小判六拾両 かし 原権兵衛殿

山本入用金之内 手形あり

午九月廿二日
一小判五拾両 上納 右同人

午本切御運上代 手形あり

午十一月七日
一金七両三分銀貳匁六分貳厘 かし 右同人

加子母村御借米代金溝田留吉殿渡ス

午十一月三日
一金七両壹分銀貳拾四匁九分 上納 右同人

午本切梓乗賃藤代 書付あり

午十一月廿二日
一小判貳拾両 上納 右同人

午本切拾分壹御運上代 手形あり

午十二月七日
一小判五拾両 かし 原権兵衛殿

山本入用金之内 手形あり

午十二月十一日
一百両 かし 右同人

山本入用金之内代金払 手形あり

午十二月十八日
一小判貳拾両 上納 右同人

己本切御運上代 手形あり

午十一月晦日
一小判貳百六拾八両 渡ス 原権兵衛殿

是者午本切諸木売代金之内渡ス 手形あり

十一月晦日勘定指引取金也利足壹月而百両ニ付銀百匁宛手形あり

合計一、一八三両一分銀四五匁の内藩への上納金は二四五両だが、庄屋原権兵衛、川上村中宛手形払の山本入用金と筏乗賃が六六〇両で五割五分を占め、これは経費・人件費だから公儀負担金の立替である。村方の所得は山伐・運材の賃銀とみられるが、他に庄屋渡しの二六八両があつて、庄屋の仕出元締費用や林木商犬山屋神戸家との関係があつただろう。当時は資金繰りが大変で公儀の御用仕出といえども材木商の立替によるところも大きかった。百両当たり月銀百匁の利子は当時としては通常の利率だが、しかし一年間据置くと式割になる。ここでは借用期間が不明なので推測の域を出ないが、売上高の壹割程度に達したのではなからうか。

〔表15〕は延宝―元禄期に犬山鵜飼屋神戸家が請負元締を勤めた、木曾王瀧村・裏木曾三ヶ村山御用仕出の実際である。もとより本表は当時当山の仕出事業すべての記録ではなく、今回利用できた史料を収めたものであり、その上史料冊帳には部分的欠落もあるが、ある程度の立論も可能である。かつて木曾山地方における藩直営の大規模御用仕出はこの時期転機をむかえ、森林資源の減耗・採材地の奥山化等環境変化の背景を考えれば、今後の山伐仕出問題がここから始まることに気づくのである。

(三) 手前金運上仕出と材木商人

① 手前金運上仕出の成立

本伐御用仕出の発展は、同時に山伐・運材機構と木材流通市場の確立を意味し、ここから新たな展開も始まる。即ち「四拾年以前分御公儀様江売

(慶安四)

残額差下金		売 払 地		出 典
		売払先	荷 受 人	
両分	匁分厘			
643.2	10.2	江 戸 大 阪	神戸彦七郎 十八屋久兵衛, 板屋孫兵衛, 榎木屋次郎兵衛	1), 2)
284.1	24.67	江 戸	神戸彦七郎	1)
751.3	0.69	江 戸 大 阪	神戸彦七郎 十八屋久兵衛, 板屋孫兵衛, 榎木屋次郎兵衛, 京屋彦三郎	1), 2)
1,045.1	2.31			3)
773.2	6.67	大 阪	板屋孫兵衛, 榎木屋治兵衛, 京屋彦三郎	2), 4)
214.2	14.03	江 戸	神戸彦七郎	1)
519.2	10.16			5)
3,608.1	7.54	江 戸 大 阪	神戸彦七郎, 米津久右衛門, 福田善兵衛, 大野屋与平次 板屋孫兵衛, 八萩屋勘右衛門, 十八屋久兵衛	2), 6), 7), 8), 9)
3,548.	1.8	江 戸 大 阪	神戸彦七郎, 福田善兵衛 板屋孫兵衛, 十八屋久兵衛, 八萩屋勘右衛門	2), 6) 9), 10)
1,634.3	20.1	江 戸 大 阪	神戸彦七郎, 福田善兵衛, 米津久右衛門, 大野屋与平次 十八屋久兵衛	2), 7) 9), 10)
1,646.	7.26	江 戸 大 阪	神戸彦七郎, 福田善兵衛 板屋孫兵衛	2), 6), 7), 9)
878.1	13.8			11)
514.3	6.4			9)
1,064.1	13.84	江 戸 大 阪	神戸彦七郎 板屋孫兵衛, 八萩屋勘右衛門, 十八屋久兵衛	7), 8) 11)
447.1	6.33			11)
850.	19.3	江 戸 大 阪	神戸彦七郎 八萩屋勘右衛門, 板屋孫兵衛, 十八屋久兵衛	12)
14.	2.77	大 阪	八萩屋勘右衛門	8)
430.	12.38	大 阪	板屋孫兵衛, 八萩屋勘右衛門	5)

- 7) 「元禄四・五年 三浦三ヶ村桧樵物仕切状 神戸彦七」(徳川林政史研究所所蔵)
 8) 「元禄五年 三浦三ヶ村桧物仕切状外」(同上)
 9) 「元禄六年 加子母山諸木仕切帳外」(同上)
 10) 「元禄四年 日枯山ニテ手前金ヲ以本伐仕切帳 神戸分左衛門」(同上)
 11) 「元禄六年 付知山諸木仕切帳外」(同上)
 12) 「元禄五年 木材三浦山諸木仕切帳」(同上)

[表15] 近世中期尾張藩領王瀧山・裏木曾三ヶ村山御用仕出の例

年 度	仕出山	在地請負元締	仕 出 数 量		売拂代金		経 費	
			樹種・材種	数 量 ()内売残木				
				挺	両分	匁分厘	両分	匁分厘
延宝5年巳	王瀧地山	松原孫太郎	桧椽樽瓦	86,509 (11,685)	866.	10.2	252.2	21.
延宝5年巳	王瀧地山	松原孫太郎 斉藤次右衛門	桧樽瓦	12,406 (1,766)	364.1	39.45	80.	19.28
延宝6年午	王瀧地山	松原孫太郎	桧椽樽瓦	109,194	812.	49.59	155.1	44.53
延宝6年午	王瀧地山	松原孫太郎 斉藤次右衛門	桧椽樽瓦	132,539	1,084.	35.61	133.	44.7
延宝7年未	王瀧地山	松原孫太郎	桧椽椽樽瓦板	57,209 (4,465)	860.3	12.37	182.2	43.59
延宝7年未	王瀧地山	斉藤六兵衛	桧樽	17,876	305.2	5.29	90.3	5.76
延宝8年申	王瀧地山	松原孫太郎	桧椽椽樽瓦	8,703	562.2	43.4	43.	32.84
元禄2年巳	加子母地山 付知地山	内木彦七	椽樽瓦	189,144 (25,080)	3,883.3	13.2	275.	35.66
元禄2年巳	付知地山	田口四郎三郎	桧椽明椽樽瓦角	127,082 (1,000)	3,678.	13.58	130.	11.78
元禄3年午	加子母地山	内木彦七	椽鼠子明椽樽瓦	64,677	1,734.	26.32	99.1	6.22
元禄3年午	付知地山	田口四郎三郎	椽明椽樽瓦	66,317 (367)	1,814.		167.3	7.74
元禄3年午	川上地山	原権兵衛	明椽樽瓦	33,108	909.2	15.73	31.	16.93
元禄4年未	加子母地山	内木彦七	椽樽瓦	16,229	529.	10.1	14.1	3.7
元禄4年未	付知地山	田口四郎三郎	桧椽明椽樽瓦	27,712 (195)	1,196.	14.25	131.1	30.41
元禄4年未	川上地山	原権兵衛	明椽樽瓦	27,060	461.3	9.13	14.2	2.8
元禄4年未	三浦山	内木彦七 田口忠左衛門 原権兵衛	椽明椽鼠子樽瓦	26,242	914.3	5.42	63.3	46.12
元禄5年申	裏木曾 三ヶ村山	田口四郎三郎	椽瓦	560	38.	20.	24.	17.23
元禄5年申	飛驒上呂山	舟坂又左衛門	椽樽椽角	24,911	439.6	17.62	10.1	28.3

出所史料

- 1) 「延宝六年 本切椽物仕切状」(徳川林政史研究所所蔵)
- 2) 「延宝元年—元文元年 材木仕切状」(同上)
- 3) 「延宝七年 本切椽物仕切帳 神戸分右衛門」(同上)
- 4) 「延宝八年 本切椽板子椽椽椽物仕切帳 神戸分右衛門」(同上)
- 5) 「天和元年 本伐椽椽物仕出状 神戸分右衛門」(同上)
- 6) 「元禄三・四年 付知前山椽物仕切帳」(同上)

上申候へと被為仰付(中略)板角松樵売上申候白鳥(名古屋木場)上之儀者、拙者共ニ被為仰付候、其以後商人並ニ者被為仰付間敷候間分分ケニ仕り、拙者才覚之金子ニ而百姓中ニ本切為仕候へと被為仰付畏奉存候(後略)未十二月惠名郡川上村庄屋原権兵衛他(三ヶ村庄屋連署略)⁽⁵⁸⁾と、村中(≡代表庄屋)も手前金をもって本切仕出の元締が可能になったことである。それには本切仕出の労役だけでなく材木売買・必要経費の算段等事業経営の能力が必要になった。しかし商人とは異なり農民にとり計理は経験不足のところを、貨幣単位の計算ではなく、上納金・経費負担金・人件費等仕払分と手前取分の仕分けと比率の算定で済む「分分ケ」方式の採用で問題の障壁を乗り越えた。

次は元禄式年裏木曾三ヶ村庄山において、加子母村庄屋内木彦七を仕出請負人とする手前金仕出の仕切状である。

(元禄二)
巳之年三ヶ村庄山ニ而手前金を以本切仕出樵物請取帳⁽⁵⁹⁾

加子母 (内木)彦 七
一 壹万三千七百四拾壹丁 樵四尺八寸 樵拾式丁廻中樽瓦
金壹両槽拾式丁五分
内
九千四百八拾壹丁式分九厘 六分九厘 手前取木
四千五百五拾九丁七分壹厘 三分壹厘 御運上木
代百四拾壹両三分銀拾四匁四分 壹両三拾丁
一 五千三百九丁 樵四尺 槽式拾丁廻中樽瓦
内
三千六百六拾三丁式分壹厘 六分九厘 手前取木
千六百四拾五丁七分九厘 三分壹厘 御運上木
代三拾式両三分式拾匁 壹両五拾丁

一 四万式百九拾四丁 樵三尺五寸 槽式拾七丁廻 中樽瓦
内
式万七千八百式丁八分六厘 六分九厘 手前取木
壹万式千四百九拾壹丁壹分四厘 三分壹厘 御運上木
代百八拾五両銀三匁式分 壹両六拾七丁五分
一 百五拾丁 樵三尺 槽三拾丁廻 中樽瓦
内
百三丁五分 六分九厘 手前取木
四拾六丁五分 三分壹厘 御運上木
代式両銀七匁二分 壹両七拾五丁
一 一六拾六丁 樵式尺壹寸槽三拾四丁廻 中樽瓦
内
四拾五丁五分四厘 六分九厘 手前取木
式拾丁四分六厘 三分壹厘 御運上木
代四拾四匁五分 壹両八拾五丁
一 一七拾壹丁 樵式尺八寸槽三拾八丁廻 中樽瓦
内
四拾八丁九分九厘 六分九厘 手前取木
式拾式丁壹厘 三分壹厘 御運上木
代四拾三匁九分 壹両九拾五丁
木メ五万九千六百三拾丁壹厘
内
四万千四百四拾五丁三分九厘 手前取木
壹万八千四百八拾五丁六分壹厘 御運上木

代金メ三百六拾壹兩銀三匁式分 兩替六拾匁

右是者巳之年三ヶ村山ニ而手前金を以本切仕出御運上木差上、残分

手前江被下慥請取、則御運上木買上申所如件

元禄四未年八月

加子母(内木) 彦 七

この方式は、山林資源が減少した延宝期あたりから従来のような大規模御用仕出の利益が期待薄となるに及んで、角倉家のような特権商人が本伐仕出事業から撤退し、代って規模が縮小したその後の本伐仕出事業を引継いだのが、在地材木商人と地元農民の取纏役庄屋層等であった。

これは運上納入歩合を宣言して落札した山伐仕出原木が、白鳥木場に到着して落札運上歩合相当の運上木が徴収し上納されるとともに、残りの原木が売人し仕出商人等へ払下げられるもので、この方式は上納金納入を条件に山伐・運材・販売・経費等を仕出人が負担する仕出で手前金運上仕出と呼ばれる。かくて山仕事における商人活動の幕明けになるが、初期には豪商の名がみえた。

口上書を以奉願候⁶⁰

一 此度湯船沢御山御材木、山内立木不残来成年出伐自分金を以御山出し奉願候、錦織迄出方諸手入用自分分仕、錦織分白鳥迄御代之義者殿様分被仰付、白鳥着之上帳面之御直段ニ御買上可候(中略)
右之通条々書上帳面奉願候通被為仰付被下候ハ、為御前金五千兩指上ヶ可申候以上

宝永式酉年九月

近江屋五郎兵衛

取次 神田安休

これは木曾湯船沢山に対する手前金運上仕出の願書で、申請の取次人神

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中)

田安休は江戸の材木商奈良屋神田茂左衛門、通称奈良茂家である。そして奈良屋は次のような活動を行っていった。⁶²

一 凡千本 槻

長六間木分三間半木迄
角八式尺角分壹尺壹寸角迄
長三間半木分式間木迄
角八壹尺五寸角分六寸角迄

一 凡式万本 榎樅姫子

右之通中津川河上山式ケ年二本伐山出し可仕候、大槻并榎樅姫子此木

高之外ニ茂御座候ハ、御請負可仕候、山本有木之様子承知仕度奉存候

以上

(元禄五)
申十一月

江戸東浜町 奈良屋(神田)兵吉

名古屋材木町犬山屋(神戸)分左衛門

乍恐以書付御願申上候⁶³

一 飛州ニ御作置御座候松材木并榎木御払ニ被納仰付候ハ、御買上ヶ奉願度奉存候、御値段之儀者出雲守様下東ニ而、近年御払被遊候午未申三ヶ年御払値分宜敷御買上ヶ奉願度候、被納仰付被下候ハ、値段付仕指上ヶ可申候(後略)

元禄六酉年二月

(江戸)東浜町壹丁目 ならや茂左衛門

同 町

神戸屋彦七郎

(江戸御材木方)
御奉行所様

右の二点の史料は、江戸奈良茂家と名古屋および江戸の材木商犬山屋神戸家による手前金仕出が連繫事業であること、および信州だけでなく史料前者は濃州、後者は飛州にも商圏がおよんでいることを示している。そして次の史料からも金融面における、豪商奈良茂家の影響の広さに気づかされるだろう。

覚⁽⁶⁴⁾

(元禄四)未拾月晦日
一金千三百兩也

此利金金四百九兩貳分也 壹ヶ月金百兩ニ付壹兩貳分也

申二月今酉九月迄貳拾壹ヶ月分利足、此金拾月晦日ニ請取置申候得

者正月入用無之、二月(奈良茂)安休方江渡シ申候ニ付、二月今利足去

ル正月壹ヶ月此方ニ而あて仕申候

(元禄六)酉四月廿一日今廿六日迄而者
一金貳千兩也

此利金百八拾兩也

酉閏四月今九月迄六ヶ月分、閏四月安休方江渡シ申候ニ付、閏四月

今之利足

西五月廿六日今六月八日迄請取
一金貳千兩也

此利金百貳拾兩也

酉六月今九月迄四ヶ月分利足、六月安休方江渡シ申候所六月今之利

足

元金ノ五千三百兩

利足金ノ七百九兩貳分

式口合金六千九兩貳分也

(元禄六)
西十月六日

(名古屋大山屋)
神戸分左衛門殿

(江戸大山屋)
神戸彦七郎印

ここに登場する尾張地方の中堅材木商犬山屋神戸家の由来は、当家から尾張藩へ提出された由緒書等でまとめると次のようになる。⁽⁶⁵⁾ 往古文禄・慶長の頃犬山城主石川備前守光吉は木曾代官兼務の節犬山湊に川番所を設置、木曾川筋の材木川下ヶ御用を認められた神戸家は番所役と川並取締方を命じられた。以後同家は犬山湊に店を構え年貢除地を賜わり、名古屋・

駿府・江戸城造営の材木御用を勤め、さらに支流飛騨川筋御用も勤めた。神戸家は本分家によって犬山・名古屋・江戸の三都を拠点に事業を展開していたことが、有名な阿寺山の元禄(六一三年)本伐仕出からもよみとれる。

口上⁽⁶⁶⁾

一阿寺山御材木江戸ニ而大野屋与平次神戸彦七郎桜井小左衛門、大坂

ニ而者板屋孫兵衛十八屋久兵衛問屋ニ仕為売払申候、御当地ニ而茂問

屋相立候へハ、白鳥御役所分御材木請取船積木仕手廻し能御座候

(名古屋)
間、材木町分左衛門ニ申付御材木請取を申度奉願申候

一御材木請取船積仕申候手代并右渡ニ而御材木置場賃入用相懸り申分

者、前々船主今問屋方江返礼金等取来申候、此金子を以右御入用之

仕払仕儀御座候、且又御当地払ニ茂口銭と申物問屋手前江取申事御

座候得共、阿寺山御材木之分者御奉公ニ仕上ヶ口銭取を申間敷候

(元禄七)
戊五月

(野尻村)
(犬山)神戸弥左衛門

この時の阿寺山仕出は山元の本伐から川下りまでが犬山の神戸弥左衛門家、白鳥木場での請取・船積を名古屋材木町の神戸分左衛門家、江戸木場での販売を神戸彦七郎家がそれぞれ役割を担った。そして阿寺山御材木が江戸と大坂で販売された際、さきの六軒問屋取扱高元禄二二年の総額は、大野屋与平次二、八二六兩二分、神戸彦七郎三、五九五兩二分、桜井小左衛門三、〇四四兩、板屋孫兵衛三、二二九兩、十八屋久兵衛二、九二〇兩三分、計一万五、六二七兩二分だった。⁽⁶⁷⁾ もしこれが平均的な年間販売額ならば八年間ではかなりの額に達するが、仕出時の仕切状を未見のため、これ以上損益等正確な数値に到達することはできない。また阿寺山は元禄仕出以前にも延宝仕出があり、三代神戸弥兵衛には多額の御用を果して巨利を得たとの言い伝が残る。

定候一札之事⁽⁶⁸⁾

其方御請合被成候木曾阿寺山、来成之年御請前々四分一我等仲間ニ而御座候、たとへハ山中老万丁出来木ニ候ハ、其内式千五百丁ハ我等方之取分ニ御座候、此為其方之借り金当酉年御請前ニ而皆済不申候共、来戌年御請前分ハ我等仲間ニ而御座候(後略)

延宝九酉年三月

(名屋 弥兵衛形)
神戸分左衛門

(伊勢屋)
小野木喜右衛門殿

伊勢屋は此度の本伐仕出の金主と推定されるが、その地位は詳らかでなく算用記録も未見である。しかしこれは仕出御請前ニ取分の交渉状であり、ここからこの頃本伐仕出が特権商人から在方材木商人の歩分けニ自己負担比率出資、すなわち手前金仕出へ変わりつゝ、あつたとみることもできる。

〔表16〕は延宝一享保期に犬山鵜飼屋神戸家による木曾王瀧村・裏木曾三ヶ村山手前金仕出の実例である。しかし本表は当時の仕出事業のすべての記録ではなく、今回利用できた史料を収めたもので、その上史料冊帳には部分的欠落もあるが、ある程度の立論も成り立つ。この時期資源の減耗から木材仕出の積極性を失った公儀に代って、手前金仕出を請負うようになった在地中堅材木商も、経費増と収益減の対策として、公儀運上率の圧縮による経費を含む仕出人取分の確保へと傾斜していったのであつた。

② 商人仕出の経営復合理化

次に材木商犬山屋神戸家の「苗木」大福帳(私方)⁽⁶⁹⁾以下の引用文は同書による)から宝永四年の支出状況を通じて、手前金商人仕出事業の内容を要約しよう。

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中)

この仕出方式は、初期には仕出願人が自費で行った仕出材に運上が課されたが、元禄期頃からは落札時に連上代前納制に移行して、川下りの「桴乗賃金・藤代」等経費は本伐元締(この場合材木商)の自己負担になつた。それでは資金運用からみたその後の経営動勢を、五つの部門に分けて考える。

第一は材木商の本業である林業で、「一六二両 苗木山松角売代金仕切渡 小栗兵左衛門」と、これに他の元締仕出分二七九両一分が加わつて山伐仕出代となる。買木は「三八八両 買木入用金之内貸 神戸文七郎」⁽⁷⁰⁾だつた。なお小栗兵左衛門は苗木村庄屋で袖頭、神戸文七郎は犬山の神戸家である。さらに「二二三両二分 桴乗賃銀飯米買代金渡 小栗兵左衛門」と経費の支出もあつた。なお庄屋等山伐元締の入用金は、商人が面倒をみるのが通例だつた。⁽⁷¹⁾次は苗木山ではないが通常的な例なので示しておく。

借用申金子之事⁽⁷²⁾

合小判百両也

右之金子当午之本切入用金并来未之年本切仕入金ニ借用申所実正也、此請合之木数出し勘定指引可申利足壹ヶ月銀百匁つ、相加へ勘定可被済候、為後日手形如件

元禄三年十二月十九日

(加子母村)
内木 彦七⁽⁷³⁾

神戸分右衛門殿

第二は林業以外の商品に対する貸付である。商品の種類は「式百両貸 亥三月切御切米手形質物ニテ 中村三左衛門」、「四拾両貸 成瀬隼人様配 対米四拾石質物取 大曾根村喜兵衛」、「百両貸利六両 御蔵米質物取 上宿清兵衛」の切米入質から、「五拾両貸利壹分拾匁 餅米質物取四月切

運上歩合			残額差下金		備考	出典史料
上納運上金 (及び推定額)						
	両分	匁分厘	両分	匁分厘		
0.55	364.	13.09	297.3	10.71		1)
0.51	375.3	9.69	360.2	9.31		1)
0.55	272.3	30.18	222.2	24.69		2)
0.45	56.3	12.68	69.4	15.49		2)
0.31	361.1	3.2	803.3	7.12		3)
0.31	322.3	2.23	718.1	4.97		3)
0.1	112.1	1.02	1,009.3	9.18		4)
0.1	360.	2.3	3,240.	20.7		3)
0.31	191.1	10.1	425.3	22.48		3)
0.31	174.1	1.86	387.3	4.14		5)
0.31	594.	6.72	1,322.	14.95		5)
0.31	339.3	5.	756.1	11.13		5)
0.31	242.1	11.	539.1	24.48		5)
0.3	144.2	6.	336.2		本伐仕出人 名古屋 川方屋善右衛門	6)
0.3	134.	58.395	317.		同上	7)
			210.2	37.64		8)

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中)

- 5) 「元禄五年 三ヶ村山手前金本伐仕出明検物受取帳」(徳川林政史研究所所蔵)
6) 「宝永六丑年 材木本切槓小物仕切状 松原記録」(同上)
7) 「宝永七寅年 本切槓小物大坂船積帳 松原記録」(同上)
8) 「享保十九年 材木仕切状 神戸分左衛門」(同上)

[表16] 犬山鶴飼屋神戸家による尾張藩領王瀧山・裏木曾三ヶ村山手前金運上仕出の例

年 度	仕出山	在地請負元締	仕 出 数 量		売払代金		経 費	
			樹種・材種	数 量 ()内売残木	両分	匁分厘	両分	匁分厘
延宝5年巳	王瀧地山	松原孫太郎	桧榭樽瓦板	100,278	661.3	23.8		
延宝6年午	王瀧地山	松原孫太郎	桧榭樽瓦	115,613	736.1	19.		
延宝7年未	王瀧地山	松原孫太郎	桧榭樽瓦	40,959	495.1	54.87		
延宝8年申	王瀧地山	松原孫太郎	桧榭榎樽瓦	8,703	126.3	28.17		
元禄2年巳	裏木曾 三ヶ村山	内木彦七	榭樽瓦	59,631 (3,000)	1,165.	10.32		
元禄2年巳	裏木曾 三ヶ村山	田口忠左衛門	榭明桧樽瓦	47,607	1,041.	7.2		
元禄2年巳	付知 日枯山	田口忠左衛門	桧榭明桧角	1,930	1,122.	10.2		
元禄2年巳	裏木曾 三ヶ村山	原 権兵衛	桧明桧角	5,492	3,600.	23.		
元禄2年巳	裏木曾 三ヶ村山	原 権兵衛	明桧樽瓦	28,383	617.	32.58		
元禄3年午	裏木曾 三ヶ村山	原 権兵衛	明桧樽瓦	28,875	562.	6.		
元禄4年未	裏木曾 三ヶ村山	内木彦七	榭樽瓦	16,229	1,916.	21.67		
元禄4年未	裏木曾 三ヶ村山	田口忠左衛門	榭明桧樽瓦	15,434	1,096.	16.13		
元禄4年未	裏木曾 三ヶ村山	原 権兵衛	明桧樽瓦	19,981	781.2	35.48		
宝永6丑年	王瀧山	松原彦八	榎6尺中樽瓦	20,761	480.	43.	220.2	6.32
宝永7寅年	王瀧山	松原彦八	榎6尺中樽瓦	15,020	451.	39.51	22.	50.4
享保19寅年	飛驒山	松下徳右衛門	榭5尺中 栢6尺中 ・4尺中 桧55中樽	1,633	227.2	52.32	17.2	18.45

出所史料

- 1) 「延宝七年 本切仕出桧榭物請取帳 王瀧孫太郎」(徳川林政史研究所蔵)
- 2) 「延宝九年 地山本切仕出桧榭物請取帳 王瀧孫太郎」(同上)
- 3) 「元禄四年 三ヶ村山ニテ手前金ヲ以本伐仕出帳」(同上)
- 4) 「元禄四年 日枯山ニテ手前金ヲ以本伐仕出帳 神戸分左衛門」(同上)

萩原村勘十郎、「五拾両貸 餅米百俵質物取五月切貸 海老屋町勘助」の米穀類、他の年度には「六拾両貸利月拾両ニ四匁五分 麦式百俵上州大豆 三拾三俵質物取 濃州関助三郎」、「百両貸利四両式分 小豆式百式拾式俵 質物取 車町境久助」と雑穀類、「百両貸利式両式分拾匁 会津蠟拾六匁 質物取 錢屋喜兵衛」、「式拾両貸 木綿買入金貸 車町境久助」、「式百両 貸利拾四両 実綿百七拾俵入金 伊勢屋勘兵衛」、「百両貸利月壹両宛 綿 質物取 小川留左衛門」、「式百両貸利拾両 繰綿五拾七俵入 車町源兵衛」と蠟・綿があり、他の年次記録には絹・真綿・麻等も多くみられる。

このうち蠟以外の作物は、苗木村に限らず丘陵地畑地の多い木曾地方で栽植され、なかでも大豆は米の年貢代替作物に位置づけられたことは、本稿第二章三節に既述したところである。現地で納入された大豆は、各地に設置された御蔵が預かり、必要に応じて現地の味噌製造用原料等に払下げられた。

受取申大豆之事⁽⁷³⁾

一大豆拾五石

(正徳)
上嶋御蔵

此俵三拾四俵ト四升 但四斗四升入

右是者来卯年分鯉川山御本切御用為味噌大豆如斯儘ニ受取申候、

重而本紙手形ニ引替可申所依而如件

享保七寅年十一月十六日

祖父伊八

松原彦八殿

商品を質物にとつての貸付は、その商品に対する間接的投資でもあり、経済的価値観の現れでもある。したがってやがて直接売買にむかったのが次の場合である。

第三は右商品の売買で、「式百四拾五両式分渡 犬山円城寺米売代金内

重テ渡 犬山神戸弥左衛門」、「百八両式分渡 沓掛ケ村米百石代金請取重テ大山遣 犬山神戸弥左衛門」、「百五両渡 江戸神田安休神戸彦七殿工餅米買入金渡 塩町大橋十兵衛」と、宝永四年の記録上はすべて米穀が売買の対象だった。しかし他年度の記録も含めて神戸家の場合、商利貸付投資と商品販売は米穀・蠟・実綿に強い関心を抱いたとみられる。実際神戸家は当時米穀と綿の商いに食指を動かしたのだが、その結果の一部が次の史料である。

題欠⁽⁷⁴⁾

今度於 (名古屋) 御城下綿会所相立延商相済候得者在ニおゐてハ、米延商ひ同様相心得、右延綿商ひ筋たつさわり候儀一切致間舗候、尤是迄仕来候正綿を以商ひいたし候儀者不苦咎候、若シ右綿延商ひ筋にたつさわり候者於有之ハ、急度咎可申付者也

(寛政)
寅 二月

今度於 御城下綿会所延商相済ニ付、御国一統之御触之趣承知仕奉畏候 以上
寅 二月 神戸弥左衛門

封建体制下にあつて成長と変革を警戒した幕府は、体制維持のため度々重ねた「改革」における緊縮政策の下、商業の拡張ニ延商ひニ新規開店を規制した。そんな中で神戸家が行つた綿会所新規開店の申請に対しては、「是迄仕来候正綿を以商ひいたし候儀者不苦咎候」の但書条項に叶つて何とか認可を得られたが、一方米会所については但書条項もなく、「今度於御城下綿会所延商相済候ニ付、御国一統之御触承知奉畏候」と、綿会所認可の交換条件的に法令遵守ニ開店自粛を容れざるを得なかつたとみられ

る。だが商品価値が高い米穀は、それ故に次の動機を誘引することになった。

第四は米穀の直接生産、即ち新田開発への投資であった。さきの犬山屋神戸家宝永期の「(苗木)大福帳(私方)⁽⁶⁹⁾」にも「三百六拾七兩渡 大宝新田入用金 若山佐助」、「百七拾五兩 大宝新田入用栗石代入用金桁木代内渡 車町境久助」等の記録がみえる。

請取申金子之事⁽⁷⁵⁾

合金九拾六兩式分也

右者大宝前御新田入用金之内如此請取申候、重而御勘定可仕所如件

正徳六申年七月二日

小林唯助

神戸分左衛門様

ここにある大宝前新田(通称大宝新田)は後に神戸新田と改称された所で、すでに大石慎三郎氏等⁽⁷⁶⁾の名著があるので今更になるが、若干付言しておく。当時の状況を、尾張藩吏樋口好古の巡察記『尾張徇行記』⁽⁷⁷⁾から、少々長くなるが重要箇所をまず引用しよう。

延享二丑年繩入

高 四百九十九石七斗六升九合 神戸新田

田畠 四十五町七反八畝二十七步

内畑 四十二町六反二十七步
二町八反三畝步

(中略)

一此新田ハ宝永四亥年神戸文左衛門開墾シ、最初八百二十五町ナリシカ其年大地震ニテイリコミ、翌子春再墾セリ、又其年七月大風高波ニテ決壊シ、其時沖手ニテ二十五町ホト切出シ、又正徳四年大風ノ後五十町余切出シ、享保七寅年今ノ町反数ニナリ、延享二丑年検

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中)

地アリ(中略)初大宝前新田ト云、文化□年神戸新田ト名目改ル、

一此新田ハ初宝永四亥年敷金七千八百一十一兩二分度々ニ差上自分金ヲ以テ堤築立、翌子年ヨリ西マテ十ヶ年作取、年数明十年百名極リ免高五ツ取ノ筈ニテ堤ヲ築立ケルカ、子年暴風ニテ堤決壊シ、見立ニテ町数二十五町程クリコミ寅夏マテニ堤築立リ、然リ二十年以前午ノ年ニ大風ニテ堤決壊シ度々ノ損亡入用不少ニヨリ、依願御定ノ外作取年数ヲ延、享保八卯年四月願ヒスミ、又翌寅年申渡如左

一大宝前新田之儀、来卯年作取年数明已後反ニ式斗三升永々定納之筈先年相極候処、各新田之儀敷金大分差上町数百廿五町程取立候処、度々ノ大難ニテ入用金三万五千兩余ニテ漸五拾町程取立候付、借金利鞘差支へ甚及難渋候間、来卯年分寅年迄十二年作取年数差延、年数明已後反取をも御減被下、前二定通来卯年分堤杖等修復之儀、上分被仰付被下様との願趣申達候、度々の大難ニテ入用金大分懸候段無抛難渋之筋無抛聞候付、御吟味之上来卯年分子年迄十ヶ年之内作取年数、明享保十八丑年より反ニ壹斗七升ツ、定納被仰付、堤杖等修復之儀惣御国堤之儀候故願之通上より御修復被仰付筈候事

要約すると、村高四九九石はすべて蔵入地で、犬山屋神戸分左衛門が七、八一一兩二分の敷金で落札し、歛下年数一〇年取箇五ツという条件だった。しかし実際は新田造営着手の宝永四年(大地震)、翌宝永五年(大風高波)、正徳四年(大風高潮)、享保七年(大風高潮)と度々自然災害に見舞われ、当初の建設計画一二五町は、被災と復旧をくり返した結果享保七年には四五町七反に後退した。そしてこの間の復旧費用に三五、〇〇〇兩を費した。

ところで新田開発は建設すればそれと成果があがると思われがちだが、

成功を決定づけるには二つの条件がある。一つは立地条件で、木曾川等諸河川のデルタ沖積地と伊勢湾奥の干潟を利用した干拓地新田は、また台風がもたらす水害と高潮の危険とも向き合うことになる。そしてもう一つは被災した時の高額な復旧費用であり、その経費は「惣御国堤之儀故願之通上より御修復被仰付筈」と公儀によるのが筋とするのは、現代迄通ずる理念である。濃尾平野デルタの新田開発は水害・高潮との対抗であり、近代の伊勢湾台風時に至ってもなお自然の猛威に苦しめられた。問題は土木技術の他にも堤防建設費用の高額な負担にあった。当時新田開発に投資した材木商人は、堤防建設・修築の費用に追われ、当時着手し始めた商利貸付・商品販売等兼業部門の縮小・整理へ向い、新田経営に緊縛され農村に寄生化していった。もし近世に新田をはじめ複合経営で成功を修めた例を他に求めれば、大坂の鴻池家のように蔵元・両替商・酒造業等成長業種を兼業し、新田投資へも多額の資本を運用できる豪商の場合で、大名貸を行う政商的機能も發揮した場合なのだろう。大坂の場合は自然環境の負荷も相対的に小さく、未知の成長よりも現実の維持を至上の命題とする封建体制の軛も弱かった土地柄もあったのかも知れない。

第五はさきの「苗木」大福帳(払方)中に、商業活動との関係が分りにくい支出項目が随所にあり、これはいわゆる家中貸・大名貸である。「百五拾両貸 山澄大膳様御入用金 衣笠義左衛門」、「三拾五両貸利月兩ニ銀七分宛 成瀬修理様御用金 町野孫左衛門」、「拾両貸利月兩ニ銀七分五厘 長野秋馬様入用金 前田伝兵衛」等で、家中重役達への御入用金貸付である。苗木村の記録ではないが次のようなものもある。

口上之覚⁽²⁸⁾

一 御屋敷御用金年々百五拾両宛差上テ申候処、御定之通毎年霜月廿日

最後元利共御米ニ而御返済被下置候、右之金子御用相立来リ申候処、旧冬御書付ニ而御断被仰渡御返済之訳相立不申迷惑奉存候

一 右之金子当時御定之通埒御立難被遊儀御座候ハ、年賦成共御換被遊、当暮御米ニ而御渡し被下候様御証文御仕替被下候様奉願候、此上ニ茂急御用御座候ハ、前々御定之通さへ埒被遊被下候ハ、かし金子之儀者何時ニ而茂御用相立可申候

(中略)

巳二月

犬山屋分左衛門

太田弥太郎様

「御屋敷御用金」とあるので御家中への貸金を、金子で返済できない時には霜月に拝領扶持米で決済された。しかし今年は返済がされず迷惑を蒙っており、せめて今後は米による返済にと證文を書替えてさえ下されば、今後も貸付を継続できるのであるがとの旨の口上書である。

一方町人側から大名貸と云われる公儀の借金は、「御借上金」と称され度々協力を求められた。その全体を知る史料は未見だが、ここに「元禄十丑年 御成御用町中御借上金帳⁽²⁹⁾」という史料がある。題目から藩主^(尾張)の参勤交替費用を町方^(名古屋)に要請したものと推察されるが、町人達の広い居住地分布と多様な職種から、この時対象となった三百人余の町人集団の性格の特定化はできない。卷末には世話人年番として平田惣助・天満屋久兵衛・犬山屋文左衛門・平田新六の名があり、両平田家は藩御用両替職を努め、藩札発行出納や米切手正金兌換業務も委記されていたので適役だが、天満屋・犬山屋の両材木商が名を連ねたことは注目される。この時は犬山屋が一、五〇〇両抛出し、呉服商伊藤屋を越え名古屋老舗商人の仲間入りを果たした。御借上は元禄一二・一三年の分を加え総額三四、〇六八両に對

し、史料には当時一一、八七五両を返済とあるが残余は不詳である。なお天満屋には他年度分を加えた幕末の公儀未済額が二、七三一両あったと伝える記録がある⁽⁸¹⁾。しかし近世末期の諸藩が相当の債務を抱えたことは史実であり、さきの大石慎三郎氏の論考にも紀州藩における三井家からの債務が指摘されている⁽⁸²⁾。

これまでみてきた貞享・元禄・宝永期の材木商犬山屋神戸家による、裏木曾三ヶ村・苗木・田立・黒沢・末川山における手前金仕出事業の実際を、主要項目ごとに分類整理したのが〔表17〕である。ただし本表は当時の犬山屋神戸家本仕出事業の全記録ではなく、偶々今回利用できた史料を収めたものであり、記録の一部内容には疑念も否定しえない。また本表は一つの体系的な収支決算書の引用ではなく個別史料を編集したものが、それでも本表がいくつもの興味ある史実を内包することも認められるだろう。元禄期を跨いで犬山屋神戸家は、山稼ぎに加え米手形を始め各種穀物・繊維等商品を質物に掛屋・商人に対する貸付、さらに同種商品の直接販売も兼業し、そして新たに米穀生産への参入すなわち新田開発への投資にむかい、複合経営化へ傾斜していく。しかしこれは資本の経済循環上では、林業・山村から得た資金の他業種・平場への移転であり、幕末の山村経済不安誘因の一つになった。

そしてさらに封建時代の産物流通機構Ⅱ市場は、経済原理の支配下にある近代の市場とは異なり、産物は貢納・租税・交易いづれかの下に置かれて、政権・領主の独占と統制が働いた。封建時代の市場には領内安定の経費徴収的側面が機能しており、商人も一面では行政の協力者であった。林業でも商人は木材仲買人であるだけでなく、御用仕出・手前金運上仕出等各種仕出の代行者であった。しかし封建時代には、領国保護費用(貢納・租

税)と在地生産者の再生産還元費用(利潤)との分配比率は、後者がより軽微だった。その上近世後半の体制的変動は、政権・領主側のいわゆる上部構造経費の膨張、これと停帯する産業生産性との乖離、またその帰結としての御借上金の慣行は、機構としての封建制自体の危機の表現の一つであったと考えられる。

資 金 運 用											出所史料	
山本入用金貸付		御借米手形 切米手形用貸付		大・小麦、大・小豆 蠟・炭担保取貸付		綿・麻・絹・蠟 販売代金		**新田開発 入用出資金		無担保貸付 大名家中貸		
両分	匁分厘	両分	匁分厘	両分	匁分厘	両	匁分厘	両分	匁分厘	両分	匁分厘	
320.												1)
518.1												1)
499.3												1)
610.1		46.1	16.									1)
607.		53.1	2.2									1)
950.		25.2	8.15									2), 3)
500.		40.	3.1									1)
357.		19.1	1.05									2), 3)
630.		7.3	2.62									4), 5)
370.												6), 7)
220.		35.	14.77									1)
190.		16.3	12.35									2), 3)
230.		6.3	6.53									4), 5)
400.												6), 7)
												1)
300.												6), 7)
5.2	8.7	210.										8), 9)
												1)
				440.						200.		6), 7)
670.												10), 11), 12), 13)
		305.3	13.42			178.	11.93	890.				6), 7)
		50.				55.	17.43					10), 11), 12)
		50.		800.				65.		315.		10), 11), 12), 13)
		825.		892.2	25.2	176.	2.72			380.		12), 13)
		73.3		18.						300.		12), 13), 14), 15)
		418.	19.23	100.						991.1		12), 13), 14), 15)
				320.1	14.93					1,100.		12), 13), 14), 15)

（近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機（中））

[表17] 犬山屋神戸家による近世中期裏木曾三ヶ村・苗木・田立・黒沢・末川山手前金仕出経営の例

年 度	山 伐 仕 出								
	仕 出 山	在地請負元締	仕出樹種・材種	木材売掛代金		運上金上納		*筏乗賃金・藤代	
				両 分	匁 分厘	両 分	匁 分厘	両 分	匁 分厘
貞享2年丑	加子母山	内木彦七	榿	634.	28.87	193.	1.4	17.1	30.7
貞享3年寅	加子母山	内木彦七	榿 角源太	615.1	9.94	254.	16.67	12.	59.9
貞享4年卯	加子母山	内木彦七	榿	794.1	14.44	186.2	5.	27.	40.8
元禄元年辰	加子母山	内木彦七	榿	843.2	34.34	218.3	24.6	19.3	11.7
元禄2年巳	加子母山	内木彦七	榿	1,377.1	17.4	260.		28.	5.7
元禄2年巳	付知山	田口四郎三郎	榿明榿 樽	710.3	15.96	269.2	57.1	38.2	36.2
元禄3年午	加子母山	内木彦七	榿	1,290.	50.84	231.3	1.1	23.	8.
元禄3年午	付知山	田口四郎三郎	榿明榿 角樽	1,321.3	24.21	560.		60.2	5.5
元禄3年午	川上山	原権兵衛	明榿 角樽	1,047.1	11.96	245.		7.2	34.6
元禄3年午	黒沢山	馬場嘉右衛門	榿 樽	916.2	44.23	380.		36.3	22.7
元禄4年未	加子母山	内木彦七	榿 樽	887.	7.34	190.		52.2	13.8
元禄4年未	付知山	田口四郎三郎	榿	1,355.1	37.26	383.2	7.7	71.1	59.
元禄4年未	川上山	原権兵衛	明榿 角樽	908.3	60.73	90.		64.2	24.8
元禄4年未	黒沢山	馬場嘉右衛門	榿松 瓦	672.	22.97	185.		22.	25.7
元禄5年申	加子母山	内木彦七	榿巖子	1,294.	50.91	100.		3.3	12.3
元禄5年申	黒沢山	馬場嘉右衛門	榿榿松 瓦	793.1	32.74	155.		20.	23.5
元禄5年申	三浦山	田口四郎三郎	榿松 樽瓦	914.3	5.42	54.2	4.	151.1	10.6
元禄6年酉	加子母山	内木彦七	榿	1,247.3	55.16	285.		49.3	13.2
元禄6年酉	黒沢山	馬場嘉右衛門	榿榿 樽瓦	1,025.2	21.09	280.		30.2	17.6
元禄7年戌	末川山	神戸伝八	榿榿巖子 板子樽瓦	1,940.2	30.78	382.2	22.7	149.	38.3
元禄8年亥	黒沢山	馬場嘉右衛門	榿榿巖子 樽瓦	1,567.3	10.89	613.1	14.4	38.1	22.11
元禄8年亥	末川山	神戸伝八	榿榿巖子	2,266.1	24.22	600.1	7.4	86.3	31.3
元禄9年子	末川山	神戸伝八	榿榿巖子松榿 板子樽瓦	2,333.3	25.93	650.1	7.4	106.1	16.5
元禄10年丑	末川山	神戸伝八	榿榿巖子榿姫子松 瓦	1,502.2	14.5	137.3	13.7	9.1	13.1
元禄12年卯	末川山	神戸伝八	松榿 角瓦	2,517.2	24.73	794.	17.6	18.2	0.6
元禄13年辰	末川山	神戸伝八	榿榿松榿巖子 角瓦	2,023.	14.2	710.3	44.7	109.3	44.7
元禄14年巳	末川山	神戸伝八	榿榿巖子榿松榿 角瓦	2,773.1	16.83	479.3	1.7	151.3	51.5
元禄15年午	末川山	神戸伝八	榿榿 角	2,240.3	48.96	479.3	1.7	98.3	1.7

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中)

資金運用												出所史料
山本入用金貸付		御借米手形 切米手形用貸付		大・小麦,大・小豆 蠟・炭担保取貸付		綿・麻・絹・蠟 販売代金		**新田開発 入用出資金		無担保貸付 大名家中貸		
両分	匁分厘	両分	匁分厘	両分	匁分厘	両分	匁分厘	両分	匁分厘	両分	匁分厘	
		570.		1,394.3		838.3				205.		16)
		469.		1,084.		237.		572.		170.		16)
		935.	10.42	810.				43.	12.81	390.		17)
		1,763.	9.88	631.2				303.1	11.04	305.		17)

- 9) 「元禄四年 (三浦山)金渡帳 神戸分右衛門」(徳川林政史研究所蔵)
- 10) 「元禄六年 犬山金帳 (神戸分左衛門)」(同上)
- 11) 「(元禄六年) (犬山)金払帳 神戸分左衛門」(同上)
- 12) 「元禄七年(末川山)犬山金帳 (神戸分右衛門)」(同上)
- 13) 「(元禄七年) (末川山)金請帳 神戸分右衛門」(同上)
- 14) 「元禄十三年 (末川山)犬山金帳 (神戸分右衛門)」(同上)
- 15) 「元禄十三年 (末川山)金渡帳 神戸分左衛門」(同上)
- 16) 「宝永三年 (苗木山)大福帳 (神戸分左衛門)」(同上)
- 17) 「宝永八年 (田立山)大福帳 (神戸分左衛門)」(同上)

註

- (36) 「松原諸事書留 王瀧村 庄屋松原彦八」(徳川林政史研究所蔵)中の「享保九辰年已前役人高之事」。
- (37) 前掲(36)中の「土井并下用米之事」。
- (38) 「寛政九巳年 木曾古書類」(徳川林政史研究所蔵)中の「御年貢木并御買樽下用記録」。
- (39) 徳川義親『木曾山』(自家版、一九一五年)三九八頁。
- (40) 「木曾御朱印状写」(徳川林政史研究所蔵)。
- (41) 「天正―元禄 木曾古記録写巻 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (42) 「慶長―寛文 木曾古記録写式 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (43) 前掲(42)。
- (44) 「竹腰家文書式」(徳川林政史研究所蔵)中の「方々々来書付類覚」。
- (45) 「延宝―宝永 神戸木村文書巻」(徳川林政史研究所蔵)中の「三ヶ村庄屋控書 乍恐奉願事」。所三男「角倉与一と木曾山」『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四三年度、一九六九年。
- (46) 「天和三亥年 元伐御免諸木売代金渡入通帳外」(徳川林政史研究所蔵)中の「寅年諸木売代金渡入通帳」。なお尾州茶屋家については次を参照されたい。中田易直「元禄享保期尾州茶屋経営史」『日本歴史』一六〇号、一九六一年。林董一「尾州茶屋の拝領知」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四六年度、一九七二年)。
- (47) 「寛永拾五年―正保四年 材木元伐仕出記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (48) 前掲(47)。
- (49) 「安政四年 御材木御伐出ニ付日用雇記録 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (50) 前掲(49)。
- (51) 「文化八未年十月 加子母山渡合ノ台所者并柚木挽賃銀帳」(徳川林政史研究所蔵)。
- (52) 「安政四・五年 御材木御伐出ニ付日用雇記録 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (53) 「元禄六年 三ヶ村小谷小川持子日用勘定帳 小川藤七 平井分六」(徳川林

年 度	山 伐 仕 出								
	仕 出 山	在地請負元締	仕出樹種・材種	木材売掛代金		運上金上納	*筏乗賃金・藤代		
				両 分	匁 分厘	両 分	匁 分厘	両 分	匁 分厘
宝永3年戊	苗木山	小栗兵左衛門	桧松 角丸太	1,170.1	33.62			82.3	29.45
宝永4年亥	苗木山	小栗兵左衛門	桧松栗 角	490.1	1.2			185.	51.48
宝永8年卯	田立山	松下徳左衛門	桧 樽瓦	1,205.2	16.28				
正徳2年辰	田立山	松下徳左衛門	桧樵松樵 角板子	***58.3	14.56				

註

*この頃の数値は振幅が大きく、その理由も不明だが精度にも疑念が残る。

**新田開発投資が本格化するの、今回対象とした時期の後になる

***この年犬山屋は、田立山では木材の山伐よりも仲買いに力を注いだ。

出所史料

- 1) 「天和四年 加子母金帳(神戸文右衛門)」(徳川林政史研究所所蔵)
- 2) 「元禄貳年 付知金帳(神戸分左衛門)(同上)
- 3) 「元禄貳年 (付知)金渡帳 神戸分左衛門」(同上)
- 4) 「元禄貳年 川上金請帳(神戸分右衛門)」(同上)
- 5) 「元禄貳年 川上金払帳(神戸分右衛門)」(同上)
- 6) 「元禄貳年 (黒沢山)萬金帳(神戸分右衛門)」(同上)
- 7) 「(元禄貳年)黒沢山)金渡帳 神戸分右衛門」(同上)
- 8) 「(元禄四年) 三浦山金帳(神戸分右衛門)」(同上)

政史研究所所蔵)。

(54) 「延宝元年―享保元年 神戸借用金文書」(徳川林政史研究所所蔵)。

(55) 前掲(53)。

(56) 「延宝―元禄 神戸木材文書式」(徳川林政史研究所所蔵)。

(57) 「元禄貳年 川上(山)金請渡帳 元材木町 神戸分右衛門」(徳川林政史研究所所蔵)。

(58) 前掲(45)。

(59) 「元禄四年 三ヶ村山ニ面手前金を以本伐仕出帳」(徳川林政史研究所所蔵)。

(60) 前掲(45)中の「口上を以奉願候」。

(61) 鶴岡実枝子「奈良茂家」考」(『史料館研究紀要』第八号、一九七五年)。所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)。

(62) 前掲(45)中の「覚」。

(63) 前掲(45)中の「乍恐以書付御願申上候」。

(64) 前掲(54)中の「覚」。

(65) 「延宝―安政 永々録 神戸弥左衛門」(徳川林政史研究所所蔵)。前掲(61)所三男『近世林業史の研究』。

(66) 前掲(45)中の「口上」。

(67) 「元禄拾三年 阿寺山御材木江戸大坂両地御払代金請取渡通 神戸分左衛門」(徳川林政史研究所所蔵)。

(68) 前掲(45)中の「定候一札之事」。

(69) 「宝永三年 苗木大福帳(払方)(名古屋元材木町)神戸分左衛門」(徳川林政史研究所所蔵)。右犬山屋神戸家の苗木山金帳払方をはじめ、加子母山・田立山の場合約の要点をまとめた表を次に掲載した。拙稿「元禄期における経済環境の変化と材木商業資本」(『徳川林政史研究所研究紀要』第四八号、二〇一四年)。拙稿「幕末期木曾山の林業・山村と政治社会構造」(『徳川林政史研究所研究紀要』第四九号、二〇一五年)。

(70) 犬山屋による享保七・八年の材木買付について、史料内容の整理結果表を別途掲載した。前掲(69)中の拙稿後著『研究紀要』第四九号、二〇一五年)一六一―一七頁。

- (71) 犬山屋による貞享三・四年加子母山仕出時の元締内木彦七への入用渡金について、史料内容の整理結果表を別途掲載した。前掲(69)中の拙稿前著(『研究紀要』第四八号、二〇一四年)二五頁。
- (72) 前掲(54)。
- (73) 「福嶋山村甚兵衛殿御材木役下役 松原家文書(徳川林政史研究所所蔵)。
- (74) 前掲(65)。
- (75) 前掲(56)。
- (76) 大石慎三郎「町人請負新田の成立事情―神戸新田(大宝前新田)の場合―」(『史学雑誌』第六〇編第九号、一九五一年年)。林順子「近世前期の名古屋材木商犬山屋神戸家の経営」(『犬山城白帝文庫研究紀要』第二号、二〇〇八年)。
- (77) 樋口好古著・佐々木隆美校訂『尾張洵行記』(名古屋市教委・復刊、名古屋叢書・続編第八卷、一九六九年)一一四―一一六頁。
- (78) 「元禄―享保 神戸木材文書三」(徳川林政史研究所所蔵)中の「口上之覚」。
- (79) 「元禄十五年 御成御用町中御借上金帳(上―下)」(徳川林政史研究所所蔵)。右史料の要点をまとめた表を次に掲載した。拙稿「幕末期木曾山の林業・山村と政治社会構造」(『徳川林政史研究所研究紀要』第四九号、二〇一五年)一八一―一九頁。
- (80) 林董一「近世名古屋商人史の研究」(名古屋大学出版会、一九九四年)三八―三九頁。
- (81) 「延宝―享保 天満屋文書」(徳川林政史研究所所蔵)中の「古證文所持手続書」。
- (82) 前掲(76)中の大石慎三郎論文一〇頁。